

5 東農発第 4 5 号
令和 5 年 4 月 2 0 日

西東京市農業委員長 様



一般社団法人 東京都農業会議
会長 青山 侑
(公印省略)

第 6 3 回 企 業 的 農 業 経 営 顕 彰 事 業 の 実 施 に つ い て

本会の事業推進につきましては、日頃よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本年度で第 6 3 回目を迎えます標記顕彰事業を別添要綱に基づき実施することといたしました。

つきましては、要綱および下記により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

なお、推薦書や調査票など推薦書類の様式については、後日お届けしますことを申し添えます。

記

1. 事業日程について

今年度の事業スケジュールは別紙「事業日程」のとおり計画しております。
推薦の期限は 8 月 3 1 日 (木) となっておりますので、期限内に到着するよう、本会に推薦書および必要な調査書類、写真等をご送付ください。

2. 推薦にあたっての留意点

要綱「第 3. 推薦規定」ならびに、特に下記にご留意のうえご推薦ください。

(1) 推薦基準について

広域集団の推薦に関する要綱 (令和 2 年度より設置)

集団部門の推薦に関して、これまで区市町村の区域を越えて会員がいる広域の集団については区市町村農業委員会から推薦できる規定を設け

ていましたが、実質的には推薦することが難しく広域集団の顕彰が進みませんでした。そこで、当該する広域集団については、一般社団法人東京都農業会議の会員組織から推薦してもらう方法を設置しています。

(2) 年間農業収入の基準

年間農業収入(売上高)の基準については、「おおむね500万円以上」としておりますが、原則は500万円以上とし、ただし中山間地や島しょ地域などにおいて、その地域の特性を生かした先駆的経営と認められるものは、この基準について考慮を払い対象とすることとしております。

(3) 個別経営の部における夫婦連名での推薦について

要綱の第3. 1. (1). ウにあるとおり、候補者に配偶者がいらっしゃる場合には、配偶者との夫婦連名でご推薦いただくことができます。連名でご推薦いただいた場合には、表彰状についてもご夫婦が連名で記載されることとなります。また、現地調査もご夫婦で対応いただきます。

この主旨は、家族農業経営における配偶者の役割に配慮してのことですので、配偶者が農業に従事している場合には、ぜひ連名でご推薦くださいますようお願いいたします。

なお、この場合の「農業に従事」とは、農作業だけでなく事務や経理、販売等を含みます。

(4) 推薦対象者について

推薦対象者について、次の場合は対象となりますので、特にご留意ください。

ア、東京都農業会議会長賞を平成28年度以前に受賞し、その後、経営に一層の発展・充実があった経営(東京都知事賞受賞経営を除く)。

イ、東京都知事賞受賞経営であっても、その後、後継者が継ぐなど経営主が交替して新たな発展を遂げている経営。

ウ、法人経営の部については、その法人の経営者が過去に個別経営の部で東京都知事賞を受賞していても、要件を満たしていれば法人経営の部の対象となります。

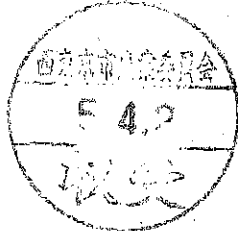
担当：業務部 森・田中

TEL：03-3370-7146

E-mail：mori@tokaigi.com

5 東農発第 4 6 号
令和 5 年 4 月 2 0 日

西東京市農業委員会 様



一般社団法人東京都農業会議
会長 青山 侑
(公印省略)

第 4 3 回 農業後継者顕彰事業の実施について

本会の事業推進につきましては、日頃よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度で第 4 3 回を迎えます標記顕彰事業を別紙要綱に基づき実施することといたしました。

つきましては、要綱および下記により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

なお、推薦書や調査票などの推薦書類の様式については、後日お届けしますことを申し添えます。

記

1. 事業日程について

今年度の事業スケジュールは別紙「事業日程」のとおり計画しております。

推薦の期限は 7 月 3 1 日 (月) となっておりますので、期限内に到着するよう、本会に推薦書および調査票、写真等をご送付下さい。

2. 推薦にあたっての留意点

(1) 推薦基準について

候補者の経営に関する要件

「次のアかイのいずれかに該当すること」としています。

ア. その対象者の家の年間農業収入(売上高)がおおむね 5 0 0 万円以上で、かつ農業部門で利益が生じていること。

イ. 候補者本人が認定農業者または認定新規就農者であること。あるいは家族が認定農業者であり本人もいずれ認定農業者または認定新規就農者になることが見込まれること。

なお、年間農業収入（売上高）については、アの基準のおおむね半分以上で、かつ農業部門で利益を生じていること。

ただし、ア、イの収支を計算する際、家族に支払う給与は経費に含めないこととする。

(2) 年間農業収入の基準

(1)のアに関して、対象者の家の年間農業収入（売上高）に関する基準は、「おおむね500万円以上」としております。ただし、中山間地や島しょ地域などにおいて、その地域の特性を生かした先駆的経営と認められるものは、年間農業収入（売上高）が500万円に満たない場合でも、対象とすることとしております。

(3) 年齢が39歳以下であること

生年月日が昭和59年4月2日以降の方が対象となります。

(4) 候補者の人数について

推薦数につきましては、1委員会あたり2人（農家戸数800戸未満の区市町村）もしくは3人（農家戸数800戸以上の区市町村）となっておりますが、39歳の候補者（生年月日が昭和59年4月2日から昭和60年4月1日までの者）については、推薦数を制限しておりません。ただし、39歳の候補数が制限数（2人もしくは3人）を超える場合には、38歳以下の候補者を推薦することはできません。

(5) 夫婦連名での推薦について

要綱の第3. 1. (3)にある通り、候補者に配偶者がいらっしゃる場合には、配偶者との夫婦連名でご推薦いただくことができます。連名でご推薦いただいた場合には、表彰状についてもお名前が連名で記載されることとなります。

この主旨は、家族農業経営における配偶者の役割に配慮してのことですので、候補者に配偶者がいらっしゃり、農業に従事している場合には、ぜひ連名でご推薦下さいますようお願いいたします。

なお、この場合の「農業に従事」とは、農作業だけでなく事務や経理、販売等を含みます。

3. その他

ご両親が亡くなられているなど、対外的には「後継者」ではなく「経営主」になられている方でも、年齢の要件等を満たしていれば本顕彰の対象となります。

担当：業務部 森・田中

TEL：03-3370-7146

E-mail：mori@tokaigi.com